

十日町市立ふれあいの丘支援学校同窓会会則 案

1 目的

ふれあいの丘支援学校在校生及び卒業生並びにその保護者が年代を超えて積極的につながり交流することによって、豊かで潤いのある地域生活を過ごすことを目的とする。

2 活動

本会は、次の活動を行う

- ・在校生と卒業生の交流活動や、卒業生同士の交流活動
- ・在校生の保護者と卒業生の保護者や、卒業生の保護者同士の交流活動
- ・卒業後の生活（就労等を含む）に関する研修活動

3 会員

本会の会員は、ふれあいの丘支援学校卒業生とその保護者、及び旧教職員や支援者等とする（前身の県立小出特別支援学校ふれあいの丘分校を含む）。

4 役員とその選出

本会に次の役員を置く

- ・理事 同窓会及び後援会理事並びに学校運営協議会委員から8名以上を充てる。
- ・会長・副会長 理事の互選により決定する。会長1名、副会長3名
- ・幹事、監事 後援会の幹事及び監事が兼ねる。
- ・顧問 会員から会長が指名した者を充てる。

5 役員の職務

- ・会長は、本会を代表し、会務を司る。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- ・理事は、事業の計画・運営について協議し、会務を処理する。
- ・幹事は、役員会の決議に基づき本会の庶務並びに会計を掌る
- ・監事は、次の掲げる職務を行う
 - ・本会の会計事務を監査する
 - ・役員の実務執行の状況を監査する
- ・顧問は、本会の運営等に助言等を行う

6 任期

- ・役員の実任期は1年とする。

7 総会

- ・総会は、年1回以上開催し、役員会を兼ねる。
- ・総会の議長は、会長とする。
- ・総会では、次の事項について審議し、出席者の過半数の同意を得て決する。
 - ・活動計画及び活動報告
 - ・役員の実選出
 - ・会則の改正
 - ・その他必要事項

8 会費及び経費

- ・本会の経費は、会費及び後援会等の助成並びに寄付等をもって充てる。ただし、会費については、活動に係る実費を徴収することとし、当分の間徴収しない。

9 委任

この会則の施行について必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附則 本会則は、令和6年〇月〇日から施行する。※同窓会発足の日とする。